

発議第 2 号

令和 3 年 6 月 8 日

みやき町議会議長 田 中 俊 彦 様

提出者 みやき町議会議員

古 賀 通

賛成者 みやき町議会議員

本村 鶴夫

大曲 隆則

宮 泉 泰典

中 尾 純子

義務教育費国庫負担制度拡充及び教職員定数の改善に係る意見書について

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

義務教育費国庫負担制度拡充及び教職員定数の改善に係る意見書

改正義務標準法が成立し、小学校の学級編制標準が学年進行により段階的に35人に引き下げられることになりました。今後、小学校に留まるのではなく、中学校までの35人学級の早期実施が必要です。さらに、コロナ感染対策を十分取り、きめ細かな教育をするためには30人学級の実現が求められます。

学校現場では、新型コロナウイルス感染症対策による教室の消毒作業等や貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保するためには、教職員の抜本的な定数改善が求められています。

一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。義務教育費国庫負担制度については、「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。国の施策として定数改善にむけた財源を保障し、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備のために、義務教育費の国負担率の改善は不可欠です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

1. 少人数学級を中学校まで拡充するなど、さらなる教職員の定数改善を行うこと。
2. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の国負担割合を2分の1に引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和 3年 6月 日

佐賀県みやき町議会

衆議院議長	大	島	理	森	殿
参議院議長	山	東	昭	子	殿
内閣総理大臣	菅		義	偉	殿
財務大臣	麻	生	太	郎	殿
総務大臣	武	田	良	太	殿
文部科学大臣	萩生田	光	一		殿